

告 示

埼玉県告示第七百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、同法第九条第三項の規定により公告する。

令和元年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 施行者の名称及び住所

杉戸町

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

二 事業施行期間

令和元年十二月六日から令和八年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸三丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

杉戸町東武動物公園駅東口通り線沿道整備土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町清地二丁目九番二十九号

六 施行認可の年月日

令和元年十二月六日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

杉戸町役場の掲示場に掲示して行う。